

仕様書

件名 令和8年度中国地域ガソリンの購入（単価契約）

1 契約の内容

仕様書別紙1の各官署（以下「発注者等」という。）に対し、受注者（受注者と提携するガソリンメーカーの加盟店を含む。以下「受注者等」という。）の有する施設内等において、下記3の揮発油を供給する（以下「本契約」という。）。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

3 契約品名等

契約品名：揮発油（レギュラーガソリン）

規格：JIS2号

予定数量：58,400リットル

なお、予定数量はあくまでも見込数量であり、購入数量を約束するものではない。

4 契約品の供給方法等

（1）供給方法及び納入期限

本契約については、発注者等が受注者等の有する施設内等で利用できる磁気カード（給油機能のみのものとする。）を利用した供給システムとする。

給油は、磁気カード提示の都度、直ちに行うものとする。

（2）供給場所（納入場所）

受注者等の給油所とする。

受注者等は、発注者等の各官署から概ね半径8km以内に一箇所以上の給油所（有料道路の店舗を除く。）を有することとする。

（3）磁気カードの発行

受注者等は、別途発注者等の指示に従い、車両登録番号（陸運局登録番号）等を表示した磁気カード（車両登録番号の表示がない予備カードを含む。150枚程度。）を作成し、契約締結日までに発注者等の各官署へ納品すること。

なお、保有車両等に追加又は変更等が生じた場合には、各官署からの依頼があつた日から原則3週間以内に新たな磁気カードを納品すること。

5 契約方法

（1）契約は、1リットル当たりの単価契約とする。

（2）給油する各月の単価

各月の単価は、仕様書別紙2のとおり算出するものとする。

なお、受注者等は、各月の単価について、算定内容が明らかとなる書面を作成し、前月までに発注者等に通知する。

6 請求方法

請求は、毎月末締めとし、受注者等は、各官署の車両別に区分した「購入明細書」（購入日、購入品名、購入数量及び購入場所（給油所名、所在地住所等）を記載すること。）を翌月20日までに仕様書別紙1の請求書等提出先に提出するものとする。

受注者等は、「購入明細書」の提出をした同月末日（ただし、当該日付が行政機関の休日に当たる場合には、直前の勤務日とする。）までに「購入明細書」に沿った「請求書」を仕様書別紙1の請求書等提出先に提出すること。

なお、令和8年度末（令和9年3月分請求）に関する「請求書」については、原則、令和9年4月15日までに請求できるよう受注者等は迅速な対応をすること。

7 秘密の保持

受注者等は、本契約の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。

8 環境負荷低減に向けた取組

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

ウ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

9 その他

(1) 磁気カードの紛失、盗難等があった場合、発注者等が受注者等にカードの使用停止を依頼した後のカード不正使用による供給については、受注者等はその代金の一切

を請求しないこと。

- (2) 供給時に受注者等の故意又は過失により発注者等に損害を与えた場合には、受注者等がその損害を補償する。
- (3) 本契約の履行に要する一切の費用は、受注者等の負担とする。
- (4) 仕様書に記載がない事項、その他必要な事項が発生した場合は、別途協議することとする。

仕様書別紙1

官署一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電 話	FAX	請 求 書 等 提 出 先
中国四国農政局	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	086-224-4086	中国四国農政局会計課
鳥取県拠点	680-0845	鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857-22-3131	0857-27-9672	
島根県拠点	690-0001	島根県松江市東朝日町192	0852-24-7311	0852-27-0641	
岡山県拠点	700-0927	岡山県岡山市北区西古松2-6-18 西古松合同庁舎	086-899-8610	086-899-8611	
広島県拠点	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6F	082-228-5840	082-228-5817	
山口県拠点	753-0088	山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎	083-922-5200	083-934-1120	
中国土地改良調査管理事務所	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	082-819-1617	082-819-1620	
〃 松江分室	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6F	0852-28-6240	0852-28-6242	
土地改良技術事務所	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	086-223-2777	086-234-7223	土地改良技術事務所
吉井川農業水利事業所	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	086-206-2718	086-206-2719	吉井川農業水利事業所
宍道湖西岸農地整備事業所	691-0001	島根県出雲市平田町2112-1	0853-25-8252	0853-63-3952	宍道湖西岸農地整備事業所
南周防農地整備事業所	742-1502	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	0820-51-1007	0820-52-1330	南周防農地整備事業所
岡山南土地改良建設事業所	700-0973	岡山県岡山市北区下中野1223-5	086-236-6240	086-236-6241	岡山南土地改良建設事業所

仕様書別紙2

各月の単価=①資源エネルギー庁発表の給油所小売価格の中国局平均価格（消費税額及び地方消費税額抜き）
×②調整率

※①の価格は、次により算定し、毎月変動するものとする。

$$\text{①の価格} = (A + B + C) \div 3 \text{ (小数点第二位切上)}$$

A：給油する各月の前月第1月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

B：給油する各月の前月第2月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

C：給油する各月の前月第3月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

※②の率は、次により算定し、本契約期間中は変動しないものとする。

$$\text{②の率} = \text{落札単価 (円／ℓ(税抜き))} \div \{(a + b + c) \div 3\} \text{ (小数点第二位切上)}$$

a：令和8年1月第1月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

b：令和8年1月第2月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

c：令和8年1月第3月曜日の中国局平均価格から消費税及び地方税を差引いた額（小数点第二位四捨五入）

※各月の単価は、①に②を乗じて得た額（小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位を切り捨てる。）とする。

※毎月納入した数量に上記単価を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の税率を乗じた額（円未満を切り捨てた額）に相当する額を支払の都度加算する。